

利活用ルール

■ 用語の定義

- プログラム : 事業者等によって行われる個別の取り組み
- マネジメント事業者 : 地域の合意を得て、指定区域内の賑わい事業をマネジメントすることの承認を受けた事業者
- 施設使用者 : 占用主体、またはマネジメント事業者と施設使用契約を結んだ事業者
- イベント使用者 : 占用主体、またはマネジメント事業者から、一時使用の使用承認を得た事業者
- 事業者等 : マネジメント事業者、施設使用者、及びイベント使用者

■ 共通の項目		
安全対策	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム実施時及び搬出入時の安全管理については、事業者等で行ってください。安全に実施できるよう、準備対策をお願いします。 ・混雑時は、利用者を安全に誘導し、歩行者の動線確保に努めてください。
	災害・事故への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・天災、その他不可抗力の原因により発生した事故(盗難、紛失、火災損害等)については、事業者等で施設賠償保険を掛けるなど、適切な対応を講じてください。 ・来場者の怪我等の事故等については、事業者等がイベント賠償責任保険に加入するなどして、対応してください。
	設営物の夜間残置	<ul style="list-style-type: none"> ・設営物を夜間に残置する場合は、桑名市に事前に申請し、桑名市の指定する方法・場所に従って下さい。なお、残置する際の盗難、損傷などについては、桑名市は責任を一切負いません。 ・テントを残置する場合は、テントの脚をたたみ、風で飛ばないように対策を講じてください。 ・緊急時には夜間でも迅速な撤去をお願いすることがあります。
使用エリア	ゴミ処理及び清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・設営、運営、撤去時に発生したゴミは事業者等が責任を持って処分してください。なお、プログラム内でゴミが発生する場合は、事業者等がゴミ箱を設置し、処分してください。 ・数日間連続で開催する場合であっても、1日ごとにゴミの処理をしてください。夜間のゴミ放置を禁止します。
	終了時の原形復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・終了後、設営物や掲示物の撤去、ゴミ処理・清掃を行い、開催前の状態に原形復旧してください。
	既存の設置物	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に設置されている設置物の取り外しはできません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことのできない行為は禁止します。
	施設・設備の毀損・減失	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設を毀損または減失したときは、発生・発覚後速やかに桑名市に連絡してください。復旧については、河川管理者と調整後、事業者等が責任をもって対応してください。
プログラムの中止	中止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・荒天・増水時のプログラム中止については、事業者等の判断となります。例として別紙1(七里の渡し周辺修景施設 災害対策運営要領)を参考に、桑名市と協議の上、事前に判断基準を定めたいうで、イベント広報時には関係者・来場者に周知してください。

(災害発生時)		・ 桑名市及び河川管理者より中止の指示があった場合は、必ず従ってください。
	プログラム途中の中止	・ プログラム実施時に降雨、荒天となった場合は、桑名市と協議のうえで開催の可否を判断します。中止の場合は、速やかに関係者、来場者に伝達し、片づけ、退避等の誘導を行ってください。
	緊急時の撤去	・ プログラムが中止となった場合、設営物(重量設置物は除く)は全て撤去してください。ゲリラ豪雨等、撤去が困難または危険な場合は、一時退避後、様子を見て撤去するようにしてください。
	避難計画	・ 高水敷利用や水面利用を含むプログラムを実施する際には、安全に退避できる計画を定めてください。
車両について	駐車場	・ 近隣商店の駐車場や桑名市が指定した場所以外への駐車は禁止します。 ・ プログラム来場者や出店者等向けに駐車場を案内してください。駐車場が複数ある場合は、その位置や利用ルールを確実に伝えてください。 ・ プログラム開催により、交通渋滞や路上駐車が増加が予想される場合は、誘導員や警備員を複数箇所に配置してください。
	搬出入の車両	・ 搬出入車両は作業後速やかに車を移動してください。 ・ 車両走行や停車により現状維持が困難な範囲(例えば、芝生)には、敷き鉄板や養生シートなどの現状を損なわない養生を行ってください。
	車両の乗り入れ	・ 飲食プログラムのキッチンカーやキャンプに伴う自家用車の乗り入れは可能です。事前に桑名市に駐車エリアを申請してください。 ・ 河川敷地・公園内に放置車両が発生しないよう、事業者等は責任をもって車両を管理してください。
不慮の事態	・ 不慮の事態が発生した場合は、速やかに桑名市に報告し協議の上対応してください。 ・ 別紙 2 に緊急時の連絡系統を示します。	
周辺環境への配慮	・ 周辺エリアには住宅等があります。周辺環境に配慮したプログラム内容や実施時間の検討をお願いします。 ・ 音・光・火気を用いたプログラムを実施する場合は、市の判断により事前に周辺住民への回覧やポスティングによる周知を必要とする場合があります。周知方法と内容、範囲については、事前に桑名市に相談して実施してください。	
地域の合意形成	・ 各プログラムは、ミズベラボ・くわなで地域の合意を得たのち、実施することができます。	
■ 飲食を伴うプログラム		
共通項目の遵守	・ 共通項目を遵守の上、プログラムを実施してください。 ・ 出店に際して生じたトラブルについては、事業者等が一切の責任を負うものとします。なお、トラブルが生じた場合は、速やかに桑名市に報告してください	
保健所への届け出と許可	・ 飲食を伴うプログラムを開催する場合、所轄保健所へ所定の届け出や許可申請を行ってください。 ・ イベント使用者(または出店者)は所轄保健所へ営業許可(臨時営業許可、露店営業許可など)を申請してください。許可がない場合は、出店取り消しとなります。なお、申請料金は事業者等(または出店者)の負担となります。	

環境・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意してください。また必要に応じてPL 保険(生産物賠償責任保険)等へ加入してください。 ・ 出店スペース内の床面については、養生を行う、飲食物等により汚れた場合は随時清掃を行うなど、終了時まで清潔に保たれるようにしてください。 ・ 飲食プログラムにより出たゴミは適正に分別し、事業者等(または出店者)で処理してください。 ・ ゴミ箱を設置する場合は、ゴミが溢れるなど景観が損なわれることがないようにしてください。 ・ 会場内で発生したゴミや不要になった備品は事業者等(または出店者)が持ち帰り、会場及び周辺に放置することを禁止します。
準備物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板や厨房設備等の出店に必要な備品や設備は、事業者等で用意してください。なお、内容によっては設営をお断りすることがございますので、事前に桑名市へ相談してください。
■音を出すプログラム	
共通項目の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目を遵守の上、プログラムを実施してください。 ・ 音量について近隣への影響があると思われる場合には、桑名市より調節や中止をお願いする場合があります。 ・ 実施中に近隣からのクレームを受けた場合、プログラムを中止していただく場合があります。
制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音出し行為については、桑名市が認めた時間(原則、10 時～21 時まで)として、それ以外の時間での音出しは禁止とします。 ・ プログラム実施中は、桑名市が指示する位置での音量測定と測定値の報告が必要となる場合があります。測定の要不要と記録の取り方については、事前に桑名市に相談してください。 ・ プログラム実施前に全体のレイアウト図(搬入機材、音出し方向、測定位置等)とプログラム内容(音出しの時間、演奏内容等)を桑名市に提出してください。 ・ プログラム実施前に現地にてリハーサルを行う場合は、設営・準備期間もプログラム実施期間として含めて申請してください。
■火気を使用するプログラム	
共通項目の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目を遵守の上、プログラムを実施してください。 ・ 火災等の事故が生じた場合については、事業者等が一切の責任を負うものとします。なお、事故等が生じた場合は、速やかに桑名市に報告してください。
消防署への届け出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 露店やバーベキュー等の火気を使用するプログラムを実施する場合は、桑名市消防署で必要書類(火災と紛らわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出書、催物開催届出書、露店等の開設届出書等)を提出ください。
制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気の使用は、桑名市の定めた時間(原則、21 時まで)となります。火力は必要最低限に留め、とくに夜間は火力の上げ過ぎにご注意ください。 ・ 直火での着火は禁止します。必ず焚き火台等の足つきコンロをご利用いただき、地面に炭などが落ちないように注意してください。 ・ 使用するエリアに、雑草や枯葉等の延焼し得るものがないか十分に確認してください。

準備と後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器や水の入ったバケツを近くに置き、緊急時にすぐに消火ができる準備をお願いいたします。 ・ 灰や燃え殻は必ずお持ち帰りください。
■ 宿泊を伴うプログラム	
共通項目の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目を遵守の上、プログラムを実施してください。 ・ 特に夜間の明かりや音出しは、周辺環境へのご配慮をお願いします。 ・ 実施中に近隣からのクレームを受けた場合、プログラムを中止していただく場合があります。
環境・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生したゴミは事業者等（及び出店者、参加者各自）で持ち帰りをお願いします。終了時は周辺を含め清掃活動を実施してください。 ・ キャンプで使用した器具を川で洗ったり、発生したゴミを川に流すこと等の川を汚す行為は絶対に行わないでください。
夜間の緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候などの影響で昼夜に関わらずキャンプの中止・避難をしていただくこともあります。また、高潮・増水などの緊急時は設営物の迅速な撤去と指定区域外への避難をしていただきます。 ・ 緊急時及び避難指示の際は必ず河川管理者及び桑名市の指示に従ってください。
■ 水上利用プログラム	
共通項目の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通項目を遵守の上、プログラムを実施してください。 ・ 雨天時のプログラム実施については、事業者等の判断となります。 ・ 高潮・増水などの緊急時は、河川管理者及び桑名市の指示に従って、水上設営物（観光船を除く）の迅速な撤去と利用者の避難をお願いします。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水上でのプログラムはライフジャケットの着用を義務づけます。事業者等は参加者のライフジャケット着用を徹底してください。 ・ ライフジャケットは身体のサイズに合ったものを着用してください。 ・ 水上の安全管理は自己責任です。桑名市で監視員は配置しませんので、事業者等で手配してください。 ・ 水上を使用する事業者等は参加者の安否確認のために「入水時間・帰還時間・氏名・緊急連絡先」を記入する名簿を作成するなどし、安全管理をしてください。
■ その他、使用上のルール	
会場デザインのルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川景観や SDGsに配慮し、テントやシートの色づかいや素材、のぼりや看板のサイズを選んでください。 ・ 景観に影響のある高い構造物（2m以上）を設営したい場合は、あらかじめ桑名市に申し出てください。
その他、プログラム実施の際の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業中に資材を放置したまま作業することがないようにしてください。 ・ テント・ステージ等の仮設物の設営にあたっては、倒れないよう必要な対策を講じてください。特にテントは、場所にかかわらず、全ての脚に必ずウエイトを設置してください。 ・ 延長コードを使用する場合、来場者の動線の妨げとならないように、コードは電源から使用場所まで這わせ、養生してください。 ・ 拾得物・遺失物の対応及びクレーム・ケンカ・暴力行為・不審者への対応は別紙3を参照の上、事業者等にて対応をお願いします。

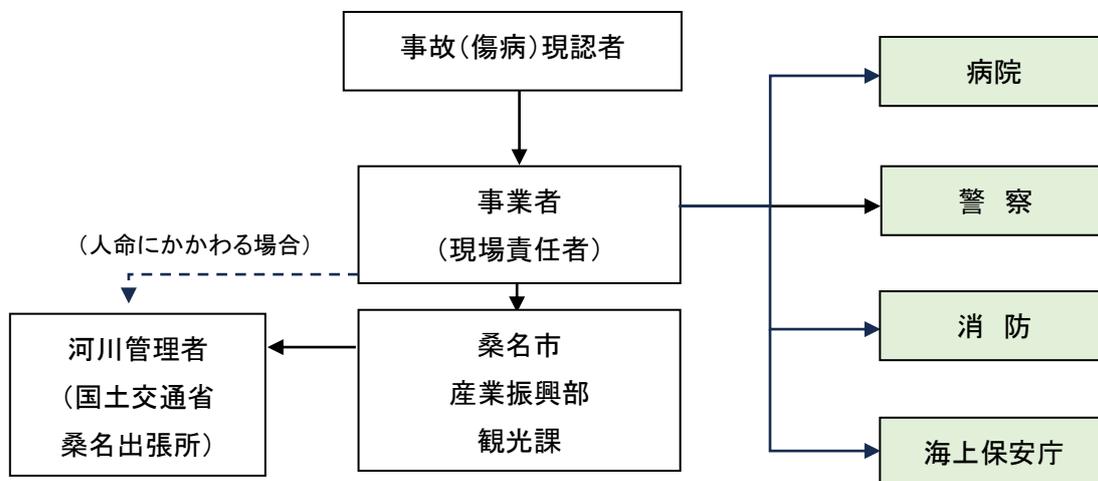
七里の渡し周辺修景施設 災害対策運営要領

以下の基準に達した時、イベント開催の有無を桑名市と協議する。

- ・ 洪水: (堤内地)対象観測所水位が避難判断水位に達したとき
(堤外地)今尾水位観測所の水位が水防団待機水位(4.3m)に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、中止準備(撤去準備)を始める。
撤去開始準備の水位の情報は「川の防災情報(国交省)」を基に行うものとする。
- ・ 台風: 気象台において、公園所在地近傍が 12 時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が 60%以上となる情報が発表されたとき。ただし、判断が難しい場合は、桑名市及び河川管理者と協議し対応を決定する。
- ・ 強風・暴風: 気象台において、公園所在地に暴風警報が発表されたとき
- ・ 高潮: 気象台において、公園所在地近傍に高潮警報が発令された場合
- ・ 地震: 施設に影響を及ぼす震度が確認された場合
- ・ 津波: (堤外地)気象台において伊勢湾沿岸に津波注意報が発表されたとき
(堤内地)気象台において伊勢湾沿岸に津波警報(津波警報・大津波警報)が発表されたとき
- ・ 大雪・暴風雪: 気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、利用者の安全確保が困難と判断されるとき
- ・ 竜巻: 気象台において、公園所在県に竜巻注意情報が発表されたとき
- ・ 大雨: 園内に浸水被害が発生したとき
- ・ 火災: 部分閉鎖や利用者の安全確保が困難と判断されるとき
- ・ その他、公園利用者の安全確保が困難、もしくは今後困難になると判断されたとき
また、気象注意報でも危険と判断した場合。

■ 緊急時連絡系統図

緊急時に使用する連絡系統は、下記に示すとおり。



(各連絡先)

病院： 桑名市総合医療センター TEL：0594-22-1211

警察： 桑名警察署 TEL：0594-24-0110

消防： 桑名市消防本部 TEL：0594-24-0119

海上保安庁： 四日市海上保安部 TEL：059-357-0118

河川管理者： 国土交通省桑名流域治水出張所 TEL：0594-23-6013(閉庁時 090-1980-5767)

○救急車が到着するまでの対応

- ・ 氏名・年齢・性別・連絡先を記録
- ・ 症状・状況
- ・ 傷病者の所在地
- ・ 会場内(現場周辺)の混雑状況
- ・ 救急車に事業者のスタッフが同乗。ひとりでの来場の場合、家族が来るまで負傷者に付き添う。
- ・ 負傷者が幼児、学童等の場合は早急に家族に連絡する。負傷者が成人であっても、重症の場合は、早急に家族に連絡する。なお、個人情報の取り扱いについては十分注意すること。

■拾得物遺失物対応について	
拾得物の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭などの貴重品の場合は、警察へ届け出てください。 ・ 貴重品以外の場合は、現場責任者である事業者等が拾得者から預かり、終了後まとめて、警察へ届け出てください。 ※ 拾得者自身が警察に行けない場合は、「拾得物に関する権利を放棄する」か否かを確認し、拾得場所・時間、氏名、連絡先等を聞いた上で、事業者等が拾得物を預かり、警察へ届け出てください。
遺失物の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭などの貴重品を無くした場合は、警察へ届け出てください。 ・ 貴重品以外のものを無くした場合、拾得物が届いているときは、身分証明書等で身元を確認した上で、返還手続きを行ってください。拾得物が届いていないときは、遺失者本人が警察へ届け出てください。 ※ 照合の際、遺失者には事業者が保管している物品を見せないようにしてください(防犯のため)。 ※ 遺失物と合致する拾得物があった場合は、再度、遺失者に物品の特徴や内容を詳しく確認してください ※ 特に貴重品の場合は扱いに注意ください
■クレーム・ケンカ・暴力行為・不審者への対応	
クレーム対応	<p>プログラムに対するクレームへの対応は事業者等が以下を注意しながら、行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 来場者からのクレームに対しては、話を最後までよく聞く。 ② 話の途中でさえぎらない。否定しない。 ③ クレームは、貴重なご意見として、丁寧に伺う姿勢で接する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民からの音やプログラム開催によるクレームは、内容により中止・延期・場所変更等をお願いする場合があります。 <p>クレーム内容は対応後、速やかに桑名市に報告してください。</p>
ケンカ・暴力行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者同士によるケンカや器物破損などの行為が発生した場合、他の来場者に危害が及ばないように安全確保を図ってください。 ・ 緊急を要する場合は事業者等(現場責任者)が警察へ 110 番通報するなど対応してください。警察に通報後は警察の指示に従ってください。
不審者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者から連絡があった場合、事業者等(現場責任者)は直ちに現場へ直行し、状況確認を行ってください。状況については、思い込みで判断をせず、通報者・当該者の事情を聞くように努めてください。 ・ スタッフが不審者を発見した場合は、目立たないように不審者の動作を監視し、事業者等(現場責任者)へ連絡するよう徹底してください。 ・ 明らかに危険物を持ち込もうとする来場者については、危険物を取り上げてください(包丁、バット、鉄パイプ、スタンガン、ナックル、バット等)。 ・ 明らかに泥酔状態で周囲に危害を加える恐れのあることが想定される場合は、事業者が警察へ 110 番通報し、対応を図ってください。警察に通報後は警察の指示に従ってください。